

レースオフィサー制度事務処理要領

平成12年	6月	1日
一部改訂平成13年	8月	1日
一部改訂平成14年	10月	19日
一部改訂平成18年	5月	27日
一部改訂平成21年	5月	23日
一部改訂平成24年	2月	18日
一部改訂平成24年	9月	8日
一部改訂令和2年	6月	27日
一部改訂令和4年	6月	18日
一部改正令和5年	6月	17日
一部改正令和6年	9月	7日

1. 講習会及び試験の準備

1. レースオフィサー認定のための講習会及び試験

- (1) 試験は原則として2年毎に実施する。
- (2) 講習会及び試験の実施計画は、JSAFレースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会（以下、本部という）と実施加盟団体が都度協議のうえ立案する。
- (3) ① ローカル・レースオフィサー（以下、LROという）の講習会は、1日実施とする。
開催地は最小県・クラブ単位とする。
- ② エリア・レースオフィサー（以下、AROという）の講習会及び試験については、1日実施か2日間実施を選択する。
開催地は、原則として北海道、東北、関東、中部、近北、関西、中国、四国、九州等 各水域の中心地等とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- ③ ナショナル・レースオフィサー（以下、NROという）の講習会及び試験については、2日間実施とする。
開催地は、原則として東京とするも、受講受験希望者の多寡を参考に開催地を選定する。
- (4) JSAFレースマネジメント委員会事務局は、講習会及び試験の日程等について、JSAFホームページに掲示すると共に、可能な限り、連盟報（J-Sailing）に公示する。

2. レースオフィサーの認定はレースオフィサー規定に従い、レースにおいて海上の運営のみならず大会運営上の全ての知識と経験を持ち、体力、判断力に優れ、大会組織委員会及びレース委員会のアドバイザーとして大会をサポートし、もしくは責任を持って運営できる能力があるかどうかを見極めた上で認定される。なお、LROは一定分野のことについて知識と経験を持った者を対象としている。

レースオフィサー認定のための試験は本部が実施する。試験実施に要する人員は原則とし

て本部がレースマネジメント委員の中から派遣する。

3. 担当者等の任命

- (1) J S A F レースマネジメント委員長は、レースオフィサー認定のための講習会及び試験の実施の都度、その実施担当者及び講師を承認する。

4. 講師の指名

- (1) N R O セミナー：レースマネジメント委員のN R Oの中から、レースマネジメント委員会委員長が指名する。
- (2) A R O セミナー：原則としてレースマネジメント委員のN R Oの中から、実施団体と協議の上、レースマネジメント委員会委員長が指名する。
- (3) L R O セミナー：開催地のクラブ・水域等の意向を踏まえて、N R Oの中から実施団体が指名する。

5. 実施担当者は、担当する講習会及び試験についての計画書並びに予算書を立案し、J S A F レースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会と協議のうえ概ね次の事項を行なう。

- (1) 会場の予約、講習会等の補助員の依頼、宿泊の斡旋・予約をする。
- (2) 担当講師と事前の打ち合わせを行なう。
- (3) 下記事項を含む講習会試験開催要項を講習会及び試験開催日の約2ヶ月前までに発表する。

①期日及び時間

②場所

③認定対象のクラス（L R O、A R O、N R O）

④受講受験資格

受験資格については、次のものを取りまとめ、かつ事前審査を行う。

イ) 受講受験申込書（セーリング経歴、レース運営経歴含む）

ロ) 所属団体長等の推薦状

ハ) 連盟メンバー登録証の写し

⑤費用

イ) 講習料 N R O 10, 500円

 A R O 6, 500円

 L R O 1, 500円

ロ) 認定料 1, 500円

なお、試験不合格の場合であっても、上記金額は返還されない。

⑥ その他講習会参加に係る必要事項

申し込み先・申込方法・申込期限、問い合わせ先など。

⑦受講受験者が持参するもの

イ) 筆記用具

ロ) ルールブック

ハ) WS レースマネジメントマニュアル (NROのみ)

ニ) 講習料・認定料

(4) 上記(3)④の、受講受験者名簿(受講受験申込書)に基づき受講・受験者一覧表を作成する。

(5) 講習会及び試験の関係資料、備品等の用意

①講習会資料(補助教材等)

②試験問題

③レースオフィサー認定試験申込書

④受講・受験者一覧表

⑤受講受験者名簿(受講受験申込書)

⑥認定講習会試験実施報告書

⑦筆記用具、のり、はさみ、ホッチキス、2穴パンチ、バインダー、定規、ファイル、領収証、ゴム印、印鑑、朱肉、スタンプ台、金銭出納帳、釣り銭、名札、その他

(6) 試験問題

原則的には、試験問題はレースオフィサー小委員長等がARO用、NRO用に整理等を行い、次にARO用については、概ね3～5通りの試験問題パターンを作成しておくものとする。

なお、試験問題は本部にて保管し、JSAFレースマネジメント委員長もしくはレースオフィサー小委員長が、問題ファイルのパターンから当日の試験に使用する問題を選び、本部が必要部数をコピーし、実施担当者に郵送する。実施担当者は会場へ持参する。

II. 講習会及び試験の実施

1. 受付にて出欠席の確認を行い、名札を発行する(各自に氏名及び所属団体名等を記入してもらう)と共に、資料等を配布する。

2. 実施担当者は、自己紹介および水域担当レース委員、講師を紹介する。

3. これからの時間割、認定までのスケジュール等を説明する。

4. 講習会終了後、ARO、NRO受験者については、試験問題及び解答用紙を配布する。

この際、試験終了したら、そのまま解散の旨を説明する。

5. 問題用紙及び解答用紙に氏名等を記入してもらう。

6. 試験開始を発表する。

(1) AROは90分以内の予定(50問を予定)

(2) NROは120分以内の予定(50問を予定)

7. 参考書等の持ち込みについて

(1) AROはルールブックのみ持ち込み可。

(2) NROは全て持ち込み不可。

8. 受験者からの質問で、問題の内容に直接関係するものは返答しない。
9. 試験開始後AROは60分、NROは90分以降においては、問題用紙及び答案を提出後、退出を認める。
10. 試験終了時間になったら、問題用紙及び答案を回収する。

Ⅲ. 審査及び採点

1. 試験の合格点は70点以上とする。
2. 担当者等は、答案の採点を行い、点数を受講受検申込書の試験欄に記入する。
3. 担当者等は、採点后、問題用紙・答案(予備の用紙を含む)並びに採点分析表(正解率表)をレースオフィサー小委員長へ提出する。
4. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書に実施状況を記載し、受講受検申込書、受講受験者名簿、受講・受験者一覧表を、レースオフィサー小委員長へ提出する。
5. 担当者等は、認定講習会試験実施報告書とともに会計報告(領収書を含む)の詳細をレースオフィサー小委員長に提出する。
レースオフィサー小委員長は、講習会に係る一連の事務状況を都度JSAFレース委員長に報告する。
6. JSAFレース委員長は合否に関する意見がある場合は意見を付けて、認定のためのJSAFレースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会の議に付する。
7. ①LROは、認定講習の受講完了をもって、認定とする。
②AROは、試験合格後、1年以内に、別に定める運営実技レポート審査を経て認定する。
③NROは、試験合格後、1年以内に、別に定める運営実技審査に合格した者を認定する。

Ⅳ. レースオフィサーの認定、登録及び公示

1. 認定及び名簿への登録
 - (1) JSAFレースマネジメント委員会レースオフィサー委員会は、点数が記入された受講受検申込書、受験者名簿、JSAFレース委員長の意見書がある場合はその意見書、認定試験実施報告書等を審査し、合否を判定、合格者を認定する。
 - (2) JSAFレースマネジメント委員会事務局は、受験者に合否通知を発行する。
 - (3) LROは、認定講習会の受講をもって認定する。
 - (4) JSAFレースマネジメント委員会事務局は、合格者をレースオフィサー名簿に登録する。
2. 外洋艇レースのレースオフィサー資格について
外洋艇レースはディンギー系レースとやや異なった安全・通信に関する知識、計測とレーティングや国際海上衝突予防法に関する知識、そして危機管理に対するノウハウ等がなければ、大会運営を務めることは出来ない。
したがって、外洋艇レースの運営を行うレースオフィサーには、それら知識を得るための専門的な講習会の受講を義務づけるものとする。この講習会は、レースマネジメント委員会外洋小委員会が行う。

- (1) 外洋艇レースのレースオフィサーとして認定を受けようとするLRO、ARO、NRO有資格者は特別に講習会を受講しなければならない。
- (2) 同認定講習会の受講修了をもって、外洋艇レースオフィサー資格取得とみなす。

3. 公示

レースマネジメント委員会事務局は、新しく認定されたレースオフィサーについて、ホームページに公示する。レースオフィサーは、資格種別・氏名・居住地一覧を掲載する。

4. 登録番号等

所属団体 レースオフィサークラス 番号
(3桁) (3/2/1) (4桁)

			-		-				
--	--	--	---	--	---	--	--	--	--

所属団体コード番号

①加盟団体（各県連及び外洋艇を統括する団体）

北海道セーリング連盟	001
青森県セーリング連盟	002
岩手県ヨット連盟	003
宮城県セーリング連盟	004
秋田県セーリング連盟	005
山形県セーリング連盟	006
福島県セーリング連盟	007
茨城県セーリング連盟	008
栃木県セーリング連盟	009
群馬県セーリング連盟	010
埼玉県セーリング連盟	011
千葉県セーリング連盟	012
東京都ヨット連盟	013
神奈川県セーリング連盟	014
山梨県セーリング連盟	015
新潟県セーリング連盟	016
長野県セーリング連盟	017
富山県セーリング連盟	018
石川県セーリング連盟	019
福井県セーリング連盟	020
静岡県セーリング連盟	021
愛知県ヨット連盟	022
三重県ヨット連盟	023

岐阜県ヨット連盟	0 2 4
滋賀県セーリング連盟	0 2 5
京都府セーリング連盟	0 2 6
大阪府ヨット・セーリング連盟	0 2 7
兵庫県セーリング連盟	0 2 8
奈良県セーリング連盟	0 2 9
和歌山県セーリング連盟	0 3 0
鳥取県セーリング連盟	0 3 1
島根県ヨット連盟	0 3 2
岡山県セーリング連盟	0 3 3
（公財）広島県セーリング連盟	0 3 4
（社）山口県セーリング連盟	0 3 5
香川県ヨット連盟	0 3 6
徳島県ヨット連盟	0 3 7
愛媛県セーリング連盟	0 3 8
高知県セーリング連盟	0 3 9
福岡県セーリング連盟	0 4 0
佐賀県ヨット連盟	0 4 1
長崎県セーリング連盟	0 4 2
熊本県セーリング連盟	0 4 3
大分県セーリング連盟	0 4 4
宮崎県セーリング連盟	0 4 5
鹿児島県セーリング連盟	0 4 6
沖縄県セーリング連盟	0 4 7
外洋北海道	1 0 1
外洋津軽海峡	1 0 2
外洋いわき	1 0 3
外洋東関東	1 0 4
外洋東京湾	1 0 5
外洋三崎	1 0 6
外洋三浦	1 0 7
外洋湘南	1 0 8
外洋駿河湾	1 0 9
外洋東海	1 1 0
外洋近畿北陸	1 1 1
外洋内海	1 1 2
外洋西内海	1 1 3
外洋玄海	1 1 4

外洋南九州	1 1 5
外洋沖縄	1 1 6
②特別加盟団体	
全日本学生ヨット連盟	2 0 1
全国高等学校体育連盟ヨット専門部	2 0 2
(社) 日本ジュニアヨットクラブ連盟	2 0 3
全日本実業団ヨット連盟	2 0 4
全日本自治体職員ヨット連盟	2 0 5
日本ヨットクラブ連盟	2 0 6
日本ソリング協会	2 0 7
日本470協会	2 0 8
日本フィン協会	2 0 9
日本スナイプ協会	2 1 0
日本シーホース協会	2 1 1
日本OP協会	2 1 2
日本FJ協会	2 1 3
日本モス協会	2 1 4
日本ファイアーボール協会	2 1 5
日本レーザークラス協会	2 1 6
日本インターナショナル14フッター協会	2 1 7
日本トーネード協会	2 1 8
日本トッパー協会	2 1 9
日本K16協会	2 2 0
日本ミラークラス協会	2 2 1
日本ナクラ協会	2 2 2
日本シーホッパー協会	2 2 3
日本ドラゴン協会	2 2 4
日本420協会	2 2 5
日本J24協会	2 2 6
日本国際ヨーロッパ級協会	2 2 7
日本ウィンドサーフィン連盟	2 2 8
日本テーザー協会	2 2 9
日本エンタープライズ協会	2 3 0
日本ホビークラス協会	2 3 1
日本模型ヨット協会	2 3 2
日本49erクラス協会	2 3 4
日本シードスポーツ協会	2 3 5
日本B14クラス協会	2 3 6

日本スター協会	2 3 7
日本フリッパー協会	2 3 8
日本FD協会	2 3 9
日本505協会	2 4 0
セーリングスピリッツ協会	2 4 1
日本29er級協会	2 4 2
日本Melges24クラス協会	2 4 3
日本ミニトン協会	2 4 4
日本A級ディンギー協会	2 4 5
日本イングリッド協会	2 4 6
日本障害者セーリング協会	2 4 7
日本視覚障害者セーリング協会	2 4 8
日本ハンザクラス協会	2 4 9
日本X-35ワンデザインクラス協会	2 5 0
日本IRCオーナーズ協会	2 5 1
日本オープンビッククラス協会	2 5 2
日本学生外洋帆走連盟	2 5 3
全日本実業団ボードセイリング連盟	3 0 1
東京ヨットクラブ	3 0 2
日本ヨットマッチレース協会	3 0 3
日本学生ボードセーリング連盟	3 0 4
淡輪ヨットクラブ	3 0 5
(社) 関西ヨットクラブ	3 0 6
大阪北港ヨットクラブ	3 0 7
南北海道外洋帆走協会	3 0 8
葉山マリーナヨットクラブ	3 0 9
福岡ヨットクラブ	3 1 0
京都ヨットクラブ	3 1 1
琵琶湖ヨットクラブ	3 1 2
(社) 江ノ島ヨットクラブ	3 1 3
徳島ヨットクラブ	3 1 4
石巻ヨットクラブ	3 1 5
シーボニアヨットクラブ	3 1 6
特定非営利活動法人八重山ヨット倶楽部	3 1 7
湘南サニーサイドマリーナ	3 1 8
ニッポンセールトレーニング葉山	3 1 9
横浜クルージングクラブ	3 2 0

③ 本部

(1) レースオフィサーのクラス コード番号

L R O 3

A R O 2

N R O 1

(2) 番号

L R O、A R O、N R O 毎に各々 0 0 0 1 から始まる一連の番号。

V. 会計

1. J S A F レースマネジメント委員会レースオフィサー小委員長は年間の講習会及び試験の実施計画に基づき、年間予算計画書を12月末日までに作成する。
2. 同予算計画書を基に、J S A F レース委員会は連盟理事会に本部の予算計上を上申する。
3. J S A F レースマネジメント委員会事務局は、毎年決算報告書（その他事業を含む）を作成、J S A F レースマネジメント委員長に提出し、J S A F レースマネジメント委員会は連盟理事会に報告する。

VI. 登録名簿などの整理・保管

1. J S A F レースマネジメント委員会レースオフィサー小委員会事務局は、受講・受験者名簿および一覧表、受講受験申込書、認定講習会試験実施報告書等の整理・保管を行なう。登録名簿の保管はL R O、A R O、N R O 毎に整理し、保管する。
2. 試験の答えは本部にて保管する。保管期間は原則として認定証の有効期限までとする。
3. 資格を失った者、取り消された者、辞退した者、死亡した者については登録名簿から削除する。

VII. 更新

1. 更新のための講習会及び更新手続き等は新規認定時に準じて行なう。
更新する者に対しては、レースオフィサー規定の更新要件に基づき、以下のものを提出してもらおう。
 - (1) 更新受講申込書
 - (2) 連盟メンバー登録証の写し
 - (3) 所属団体長等の推薦状（N R O のみ）
2. 上記2の更新受講者名簿（更新受講申込書）に基づき、受講者一覧表を作成する。
3. 更新のための講習会
 - (1) 講習会の内容は主に改正されたセーリング競技規則に関連したものとする。
 - (2) 費用

①講習料	N R O	3, 5 0 0 円
	A R O	1, 5 0 0 円
	L R O	1, 5 0 0 円

②認定料 500円

NRO 計4,000円 ARO・LRO 計2,000円

ただし、JSAFレースマネジメント委員長が特に認める場合には、更新受講料を減免することができる。

(3) 受講者が持参するもの

①筆記用具

②ルールブック

③講習料、認定料

(4) 更新前4年以内にWSレースマネジメントクリニックまたはWSレースオフィサーセミナーを受講した者は、更新講習の受講を免除する。

4. レースオフィサー小委員長は水域担当レース委員と協議して、その実施計画（予算計画を含む）を策定し、JSAFレースマネジメント委員長に報告する。JSAFレースマネジメント委員長は同計画をJSAF理事会に上申する。

講師の任命

(1) NROセミナー（認定講習・更新講習）：インストラクター養成講習を経たレースマネジメント委員のNROの中から、レースマネジメント委員会委員長が指名する。

(2) ARO・LROセミナー（認定講習・更新講習）：原則としてレースマネジメント委員のNROの中から、実施団体と協議の上、レースマネジメント委員会委員長が指名する。

Ⅷ. レースマネジメント・クリニックの運営

1. レースマネジメント・クリニック（以下「クリニック」という）の企画・運営手続き等は新規認定時（セミナー）に準じて行なう。

クリニックの受講は、NRO更新の要件であるが、レースオフィサーとしてのスキルを高めるために、NRO以外の者が受講することは妨げない。

2. 受講申込書に基づき、受講者一覧表を作成する。

3. NRO更新のための義務講習としての講習会

(1) 講習内容が異なることから、セミナーとクリニックを同時開催することはできない。

(2) 講習会の内容は主にレース運営及び大会運営の実務に関連したものとする。

(3) 費用

講習料 3,000円

(4) 受講者が持参するもの

筆記用具

ルールブック、レースマネジメントマニュアル、レースマネジメントポリシー

講習料

(5) 更新前4年以内にWSレースマネジメントクリニックまたはWSレースオフィサーセミナーを受講した者は、クリニックの受講を免除する。

4. レースオフィサー小委員長は水域担当レース委員と協議して、その実施計画（予算計画を含む）を策定し、JSAFレースマネジメント委員長に報告する。JSAFレースマネジ

メント委員長は同計画を J S A F 理事会に上申する。

講師の指名

原則として、レースマネジメント委員の N R O の中からレースマネジメント委員会委員長が指名する。

5. その他、クリニックの企画・運営に係る事項は別に定める。

Ⅷ. 添付資料

1. 講習会等のスケジュール案
2. 受講・受験申込書（認定受講・受験者名簿兼用）新規用 / 更新用 及びその記載例
3. 所属団体長等の推薦状（新規用 / 更新用）
4. 受講・受験者一覧表
5. 認定講習会・試験実施報告書
6. レースオフィサー登録名簿（L R O 用、A R O 用、N R O 用）

以上